

漁業法第64条第8項において準用する同条第4項の規定により聴いた岡山海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

1 意見の概要

海区漁場計画（令和5年4月21日岡山県告示第243号）の変更案について
適当と認める

2 当該意見の処理の結果

案のとおり、海区漁場計画を変更した